

令和2年4月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和2年4月24日（金曜日）

令和2年4月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年4月24日（金曜日） 午前9時00分～午前10時20分

2 開催場所 南大隅町中央公民館 大会議室

3 (1) 出席委員（11人）

会 長	13番	橋口初男
委 員	1番	吉永一雪
〃	2番	富田良成
〃	3番	北之口洋一
〃	5番	淵脇耕二
〃	6番	溝田耕一
〃	8番	田淵哲朗
〃	9番	松山和子
〃	10番	徳留徳次
〃	11番	後藤望
〃	12番	横原洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎

事務局次長兼係長 戸島 和則

事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第115号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第116号 非農地証明願いに係る証明について

議案第117号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年4月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。7番、東山崎委員から欠席の届けがありました。
よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6番の溝田委員と8番の田淵委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第115号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は7件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが6件、その他1件で合計7件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第115号 議案書の読み上げ)
(委員それぞれ、集計表並びに議案資料、調査報告書の確認)

議長： ここで担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

6番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

6番： 6番、溝田です。現地の状況としまして、申請地は〇〇の〇〇集落内で、〇〇の西側100mぐらいのところであり、現在、きれいに耕耘されております。〇〇集落から〇〇集落へ抜ける町道の途中にあります。南と東側は道路、西側は宅地、北側は5条申請の許可済みの宅地です。申請地は北側の宅地の残地であり、今回の所有権移転後は柑橘類などを作付けし、周囲に迷惑をかけることなく管理をしていくとのことでした。問題鼻と思います。よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。

議長： これより質疑に入りますが、横原委員に関する議題の提出がございます。
よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をいたします。

(横原委員 退席)

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 115 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 115 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

(横原委員 着席)

議 長： 次に議案第 115 号、受付番号 2 番から受付番号 6 番までは一括審議といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページ以降の受付番号 2 番から受付番号 6 番の 15 ページまでの資料を、それぞれお目通しください。

(議案第 115 号 受付番号 2 番から受付番号 6 番の議案資料、調査報告書について、委員それぞれ確認)

議 長： ここで説明に関連して、各担当委員の現地調査等の報告を求めます。

議 長： 受付番号 2 番については、私の担当区ですので報告いたします。

議 長： 現地調査を 4 月 20 日に実施しました。現地は、航空写真を見ていただければ分かりますが、太陽光発電施設が大々的に設置されており、元の〇〇の近くにありますが、現地を調査しましたところ遊休化しており、雑木が生茂っており、20、30 年耕作されていない状況でした、周囲の杉と雑木林に囲まれており、畑地への復旧というのは本人も難しいということで、現在のところは、今の状態で置いておくとのことです。

議 長： 次に、受付番号 3 番の担当委員からの現地調査報告を簡潔にお願いします。

1 1 番： はい。

議 長： 後藤委員どうぞ。

1 1 番： 11 番、後藤です。4 月 17 日に〇〇さんご夫婦と瀬崎推進委員と私で現地調査を行いました。現地は、〇〇線の〇〇地区の〇〇を少し〇〇方面に向かった海側にあります。以前は、譲渡人の〇〇さんがタンカン畑として耕作されていましたが、現在はほとんどの木が枯れていました。調査の意見としまして、譲渡人の〇〇さんは耕作を続ける意思がなく、譲受人の〇〇さんは新規就農者で新たな農地の取得を希望されています。現地ではアボカド等の熱帯果樹を植える意向です。防風垣もあり、風の心配のなさそうなので適地ではないかと考えます。審議方、よろしくお願いします。

議 長： 次に、受付番号 4 番の担当委員からの現地調査報告を簡潔にお願いします。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 横原です。申請件数 3 件、筆簿 6 筆ありますが、同じ地区、同じ条件ですので、受付番号 6 番まで一括で報告いたします。なお、3 月定例総会で承認されました同じ地区、同じ条件です。4 月 17 日、私、吉田推進委員、〇〇の担当で現地調査を行いました。現地は〇〇の北側にあり、50 年程前に構造改善事業が実施されてところであります。10 年から 15 年程前まで澱粉用甘藷の産地でしたが、耕作者の高齢化に合わせ、山並み造成で近代農業には不向きなことから耕作されておらず、現在、耕作放棄地になっております。調査の意見としまして、所有権移転成立後、当面は草地として耕作し、将来は〇〇建設を考えているそうです。すでに 70 馬力のトラクターを購入されており、何ら問題はないと思われます。審議方、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。以上、受付番号 2 番から 6 番について当委員の現地調査の報告がありましたが、これより質疑に入ります。質問のある方は、受付番号を言ってからお願ひします。

農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 115 号、受付番号 2 番から 6 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 115 号、受付番号 2 番から受付番号 6 番については許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 115 号、受付番号 7 番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 16 ページの受付番号 7 番については、3 月定例総会で審議いただきました、農地法第 5 条許可申請に関連するものでございます。詳細については、担当より説明をさせます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。受付番号 7 番については、局長からございましたとおり、先月の 5 条の許可申請の際に審議いただいたものです。それに関連します農地法第 3 条の許可申請でございまして、16 ページの移転理由のところ、その他となっております。これにつきましては、本日、お配りしました資料の 8 ページをお開きいただきたいと思います。今回審議いただき関係が、区分地上権という権利でございます。現在、5 条申請については、県に進達しており、審査を受けているところでございます。今回の申請は分筆後に残地となる土地に排水管を埋設するために農地法第 3 条第 2 項のただし書きにあります、民法第 269 条の 2 の規定に基づく区分地上権またはこれと内容を同じくする権利を設定する必要が生じたためのものです。〇〇氏と〇〇氏は親子関係であるため、地上の権利に

については特に有しないと、また、地下部分についても同様であると考えており、県農業会議に確認しましたが、同様の考えでありました。しかし、農業会議から県に改めて確認していただいたところ、地下部分については親子間であっても、農地法第3条の使用貸借の許可を要するとの見解となりましたので、本日、使用貸借に関する3条許可申請に関する議案を上程するところでございます。8ページについてはお目通しいただければと思いますが、一般的に言われる地上権については建物、工作物、竹木等を所有するためにその土地を使用する権利でありまして、地上権を取得し登記することによって第三者への対抗要件を備えることができるということです。また、地上権は1筆の土地を全面的に利用することを目的としておりますが、一方、区分地上権については、他人ここで言います〇〇氏の土地の空中または地中の一部を利用することでありまして、例えば、土地の地下にトンネルを通すとか、その土地の空中に高速道路の高架橋を設置するといった事例に対応するために制定されたのが、先ほど申し上げました民法第269条の2の区分地上権となっております。資料の9ページでございますが、着色されている部分が〇〇氏の土地でございます、グレーのところは〇〇氏が住宅を建設するという申請でございました。上部の浄化槽からパイプで溜枘をとおり水路への排水する計画でありました。分筆後の残地の部分に埋設物を設置する計画ですから、今回、区分地上権の設定が必要となったところです。緑色の部分にパイプが通っている部分が地上区分権の要設定箇所となり、設定しなければならない部分でございます。開けていただいて10ページでございますが、今ご説明した横断図になります。真ん中あたりで〇〇氏と〇〇氏の土地が分筆されておりますが、浄化槽から最深40cmにパイプを埋設し溜枘に導水し、枘からパイプで縦落としして、畦畔埋設のパイプから排水路へもっていく計画です。ですから、この横断図でいいますと分筆境界線から隣接の境界線まで地上区分権を設定しなければならないということです。地上区分権については、3つの要素がございます、1. 工作物設置のため、2. 地上または空間について、3. 上下の範囲を定めての3つの要素で設定されるものです。なお、この区分地上権に関する3条許可申請については、現地調査の必要はないようなので、今後もこのような申請があった場合も同様とさせていただきます。非常に簡単に言い換えれば、他人の土地の地下に工作物を設置する場合は、農地法第3条により使用貸借の許可が必要となることです。という見解の下に3条申請をしていただいたところです。以上です。

11番： 深さは関係あるの。

事務局： 埋設する場合となっております。今回は、地上から30cmまでしかロータリーをかけないということで、40cmの埋設となったようです。

議長： これより質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第115号、受付番号7番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 115 号、受付番号 7 については許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案番号 116 号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、18 ページの議案第 116 号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件です。

(議案第 116 号 議案書の読み上げ)

19 ページ、20 ページの受付番号 1 番の資料については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

10 番： はい。

議 長： 徳留委員どうぞ。

10 番： 10 番、徳留です。先月 3 月 19 日に農地法第 5 条申請の現地調査の時に、溝田委員、野村推進委員、会長、事務局で町を実施しております。現地は、〇〇の北側 150m 位の〇〇沿いにあり、以前は 20 年程前に建築された農業用倉庫がありましたが、現在は農業用倉庫を新たに南側に移転したことから、その倉庫の出入り用の通路となっております。調査の意見としまして、20 年程前から倉庫として利用されていたところであり、現在は新しい倉庫への出入り用の通路と申請人の住宅の東側にある農地に出入りするための通路となっております。今回、東側の農地の一部に申請人の息子夫婦が一般住宅を建築し、その土地を通路として活用する計画もあります。現地の状況から、申請理由に記載されている状況の必要部分のみ分筆されており、非農地の申請は妥当と思われま。審議方、よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしております資料の 11 ページに資料を添付しております。上部が平成 12 年当時の航空写真、下部が現況写真でございます。

議 長： ご意見等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 116 号、受付番号 1 番については非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 116 号、受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 117 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 117 号 議案書の読み上げ)

22 ページの集計表並びに 24 ページから 27 ページの集積計画については、それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号 36 番、37 番に淵脇委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退室をお願いします。

(淵脇委員 退室)

議 長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。今回、差し替えに至った理由につきまして、受付番号 36 番、37 番ですが、今まで耕作者変更につきましては、審議をしておりましたが、議案書の発送後に耕作者変更についても議決をいただきたいということがありましたので、今回、受付番号 36 番と 37 番を追加したところです。以上です。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8 番、田淵です。この受付番号 11 番から〇〇さんが葛を植えるとなっておりますが、収穫自体は何年でするつもりですか。

議 長： 事務局。

事務局： はい。1年目収穫、2年目収穫それぞれあると思いますので5年の契約となっております。

8 番： ○○さんは○○の方にもワラビを植えておられ、そこは毎年、収穫されておられます。葛は竹みたいようで、そのまま放置されたら非常に困ると思いますが。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： 2番、富田です。○○さんとは度々、行き来しております。私のところにも貸してくれ、と来られましたが、緑竹がすごい状態だと伝えたら、それだったら、私がきれいにするからとのことだったわけですが、他のところを借りられてワラビを植えられました。葛というのはお菓子屋さんから、新しい小さいものが欲しいと要望もあるようです。1年目、2年目、3年目で違います。葛を掘った後の土地を見るときれいにして返してもらってます。重機も持ってらっしゃいますから、取った後が気になったものですから、そこを見に行ったら、重機できれいにされていました。○○にもワラビと葛が植えられており、きれいに作られております。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第117号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第17号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(淵脇委員 入室)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

5 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： はい。先ほど会長からバレイショの話がありましたので、お繋ぎしたいと思います。

(バレイショの作付け状況、数量目標、単価等を説明)

議 長： ありがとうございます。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

③その他

(令和2年度の経済課、農業委員会、その他農業関連当初予算説明他)

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和2年4月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員